五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十三号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一　（略）	（略）
七十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十五号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八　（略）	（略）
七十九　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十　保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	二十八万千円
八十一　保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	二十八万千円
八十二～百二十二　（略）	（略）
百二十三　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十四～百四十七　（略）	（略）
百四十八　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十～百六十四　（略）	（略）
百六十五　保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十六　保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十七　保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験	七十九万六千円

五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十二号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一　（略）	（略）
七十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十四号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八　（略）	（略）
七十九　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十～百二十　（略）	（略）
百二十一　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十二～百四十五　（略）	（略）
百四十六　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七～百六十一　（略）	（略）
百六十二　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十三　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十四　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円